

# 「火の用心だより」第63号(令和2年5月)

発行：札幌市消防局予防部予防課

## ご存じですか？危険物

危険物とは、消防法で定められているもので、私たちの身近なものにガソリン・灯油・油性塗料などがあります。

ガソリンや灯油は、私たちの暮らしに必要不可欠なものですが、「危険物」であり、取扱いには十分注意が必要です。

また、令和2年6月7日(日)から同年6月13日(土)までの1週間は「危険物安全週間」であり、危険物を取り扱う事業所の自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物の保安に対する意識の高揚と啓発を図ることを目的としています。

## 消毒用アルコールの安全な取扱いについて

今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、消毒用アルコールを使用する機会が増えています。アルコール濃度が一定以上の消毒用アルコールは、消防法上の危険物に該当し、当該消毒用アルコールから発生する可燃性蒸気は引火しやすく、また、空気より重く低所に滞留しやすいため、貯蔵・取扱いを行う際は注意が必要です。



【危険物に該当する場合の表示例】

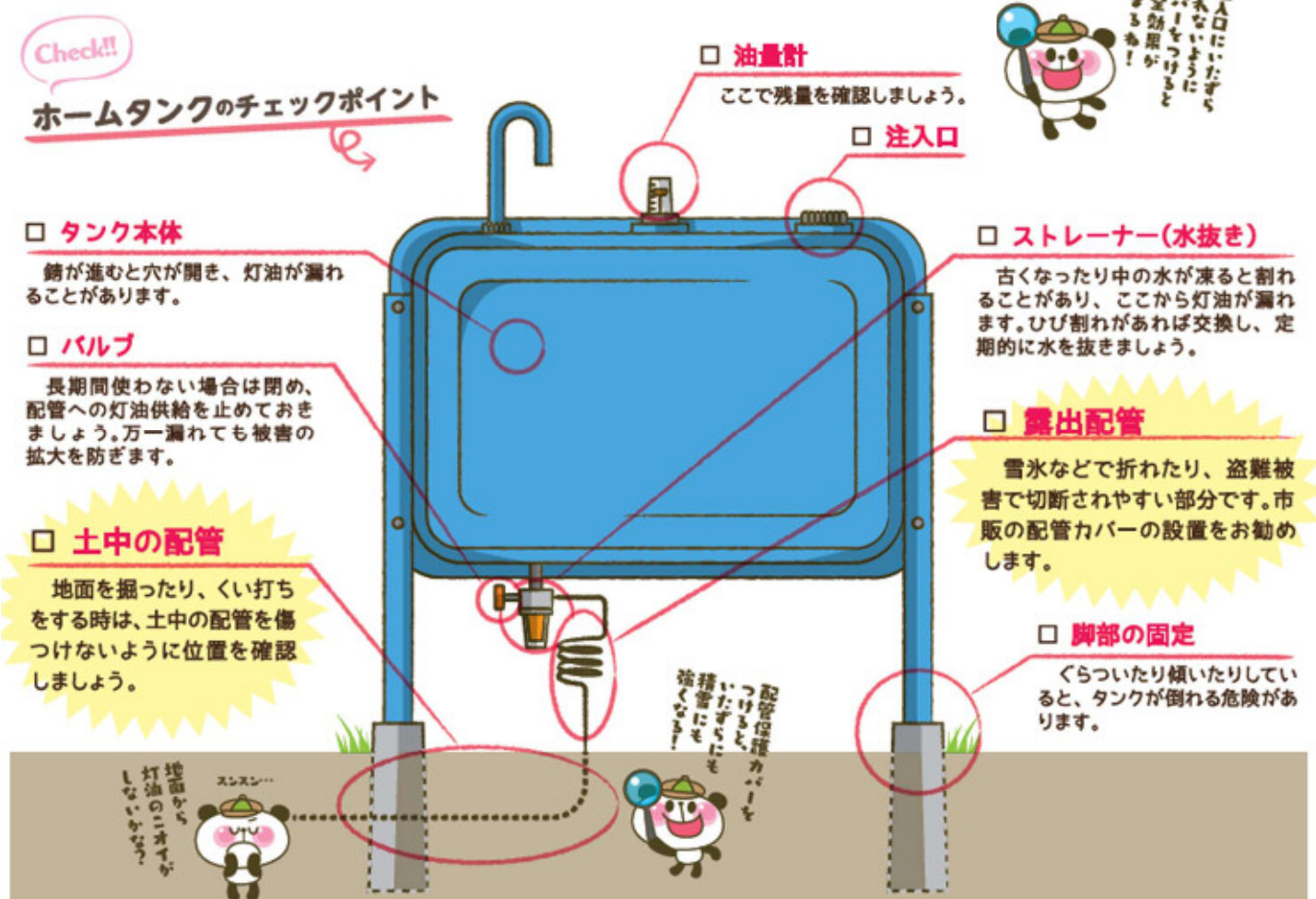
### 消毒用アルコールの貯蔵・取扱いを行う場合の注意事項

- 火気の近くで使用しない
- 詰め替える際は、通気性の良い場所や、換気が行われている場所で行い、漏れなどがないよう注意する
- 詰め替えた容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」等の注意事項を記載する
- 密閉した室内で多量の噴霧は避ける
- 直射日光が当たる場所や高温となる場所に設置・保管しない
- 容器を落下させたり、衝撃を与えない

# ホームタンクを点検しましょう！

万が一灯油が漏れると火災のおそれや土壤汚染につながりますので、日ごろからホームタンクを点検し、灯油漏れを防ぎましょう。

日常点検に努め、灯油の漏れを防ぎましょう。



【危険物に関するお問合せ先】 札幌市消防局予防部査察規制課危険物係 Tel011-215-2050

## 市民が主役の火災予防

- ① 火災予防行事・活動に参加しましょう
- ② 火災予防の知識・行動要領を身につけましょう
- ③ 消火器などの防災機器を備えましょう
- ④ 防災品を使用しましょう
- ⑤ 放火されない環境をつくりましょう
- ⑥ 火災から高齢の方などを守りましょう

発行：札幌市消防局予防部予防課

〒064-8586 札幌市中央区南4条西10丁目

☎011-215-2040

SAPP\_RO



さっぽろ市  
02-N0620-734  
R2-2-558